

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について



環境省は平成 28 年 11 月 1 日（火）に開催された中央環境審議会水環境部会（第 42 回）において、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 8 次報告）」が取りまとめられ、11 月 2 日付けで環境大臣へ答申しました。

この答申は、水生生物の保全に係る環境基準について、政府が類型指定を行う水域のうち、まだ類型指定がされていなかった燧灘（ひうちなだ）北西部、広島湾西部並びに響灘及び周防灘の 3 水域における類型指定の在り方を取りまとめたものです。

これを受け、環境省では「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」（告示）の一部改正を行う予定です。

なお、燧灘北西部については、COD 等が A 類型、窒素リンが II 類型であり、生物類型については、芸予諸島周辺の浅場（海域生物特 A 類型）を除き海域生物 A 類型となっており、広島湾西部については、COD 等が一部を除き A 類型、窒素リンが II 類型であり、生物類型については、広島湾西岸の浅場と島しょ部周辺の浅場（海域生物特 A 類型）を除き海域生物 A 類型となっており、響灘及び周防灘については、COD 等が一部を除き A 類型、窒素リンが一部を除き II 類型であり、生物類型については、沿岸部及び沖合の浅場（海域生物特 A 類型）を除き海域生物 A 類型となっており、生物類型についてはいずれも達成期間は「直ちに達成」とすることが適当となっています。

上記は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 8 次報告）案」（平成 28 年 9 月 5 日～同年 10 月 4 日に実施）を踏まえたものです。

当社では、水質汚濁に係る基準項目をはじめ、排水や下水などの分析についても長年の実績と多くの経験があります。ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 28 年 11 月 4 日 環境省報道発表資料

環境検査箇所 清水圭介

